

（社会福祉連携推進法人会計基準の一部改正）

第二条 社会福祉連携推進法人会計基準（令和三年厚生労働省令第百七十七号）の一部を次の表のように改正する。

次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
(純資産) 第八条 (略) 2 (略) 3 <u>国庫補助金等特別積立金には、社会福祉連携推進法人が施設及び設備の整備のために国、地方公共団体等から受領した補助金、助成金、交付金等(第十八条第四項において「国庫補助金等」という。)の額を計上するものとする。</u> 4 <u>その他の積立金には、将来の特定の目的の費用又は損失の発生に備えるため、社会福祉連携推進法人が理事会の議決に基づき積立金として積み立てた額を計上するものとする。</u> (貸借対照表の区分) 第十三条 (略) 2 純資産の部は、基金、代替基金、<u>国庫補助金等特別積立金、その他の積立金及び次期繰越活動増減差額に区分するものとする。</u> (損益計算書の構成) 第十八条 前条第一号に掲げる部には、サービス活動による収益及び費用を記載し、同号に掲げる部の収益から費用を控除した額をサービス活動増減差額として記載するものとする。<u>この場合において、サービス活動による費用には、減価償却費等の控除項目として国庫補助金等特別積立金取崩額を含めるものとする。</u> 2・3 (略)	(純資産) 第八条 (略) 2 (略) (新設) 3 <u>積立金には、将来の特定の目的の費用又は損失の発生に備えるため、社会福祉連携推進法人が理事会の議決に基づき積立金として積み立てた額を計上するものとする。</u> (貸借対照表の区分) 第十三条 (略) 2 純資産の部は、基金、代替基金、<u>積立金及び次期繰越活動増減差額に区分するものとする。</u> (損益計算書の構成) 第十八条 前条第一号に掲げる部には、サービス活動による収益及び費用を記載し、同号に掲げる部の収益から費用を控除した額をサービス活動増減差額として記載するものとする。 2・3 (略)

4 前条第三号に掲げる部には、国庫補助金等の収益、国庫補助金等特別積立金の積立額、固定資産売却等に係る損益その他の臨時的な損益（金額が僅少なものを除く。）を記載し、同号に掲げる部の収益から費用を控除した額を特別増減差額として記載するものとする。この場合において、国庫補助金等特別積立金を含む固定資産の売却損又は処分損を記載する場合には、特別費用の控除項目として国庫補助金等特別積立金取崩額を含めるものとする。

5 (略)

6 前条第四号に掲げる部には、基金、代替基金、国庫補助金等特別積立金、その他の積立金並びに繰越活動増減差額の増減及び残高を記載し、前項の当期活動増減差額にこれらの額を加減した額を当期末純資産残高として記載するものとする。

第四節 計算書類の注記

第二十条 計算書類には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一～四 (略)

五 固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩しを行つた場合には、その旨、その理由及び金額

六～十五 (略)

2 前項第十号の「関連当事者」とは、次に掲げる者をいう。

一～六 (略)

3・4 (略)

第五節 附属明細書

4 前条第三号に掲げる部には、固定資産売却等に係る損益その他の臨時的な損益（金額が僅少なものを除く。）を記載し、同号に掲げる部の収益から費用を控除した額を特別増減差額として記載するものとする。

5 (略)

6 前条第四号に掲げる部には、基金、代替基金、積立金並びに繰越活動増減差額の増減及び残高を記載し、前項の当期活動増減差額にこれらの額を加減した額を当期末純資産残高として記載するものとする。

第四節 計算書類の注記

第二十条 計算書類には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一～四 (略)

(新設)

五～十四 (略)

2 前項第九号の「関連当事者」とは、次に掲げる者をいう。

一～六 (略)

3・4 (略)

第五節 附属明細書

第二十一条 各会計年度に係る計算書類の附属明細書は、当該会計年度に係る会計帳簿に基づき作成される次に掲げるものとする。

- 一 四 (略)
- 五 寄附金収益明細書
- 六 補助金事業等収益明細書
- 七 国庫補助金等特別積立金明細書
- 八 積立金・積立資産明細書
- 九 就労支援事業別事業活動明細書
- 十 就労支援事業製造原価明細書
- 十一 就労支援事業販管費明細書
- 十二 就労支援事業明細書
- 十三 授産事業費用明細書

2・3 (略)

第二十一条 各会計年度に係る計算書類の附属明細書は、当該会計年度に係る会計帳簿に基づき作成される次に掲げるものとする。

- 一 四 (略)
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)

2・3 (略)

第一号様式並びに第二号第一様式及び第二号第二様式を次のように改める。



社会福祉連携推進法人名

貸借対照表

令和 年 月 日現在

（単位：円）

資 産 の 部				負 債 の 部			
	当年度末	前年度末	増減		当年度末	前年度末	増減
流動資産				流動負債			
現金預金				事業未払金			
有価証券				その他の未払金			
事業未収金				支払手形			
未収金				社会福祉連携推進業務短期借入金			
未収補助金				短期運営資金借入金			
未収収益				役員等短期借入金			
受取手形				1年以内返済予定社会福祉連携推進業務長期借入金			
貯蔵品				1年以内返済予定設備資金借入金			
医薬品				1年以内返済予定長期運営資金借入金			
診療・療養費等材料				1年以内返済予定リース債務			
給食用材料				1年以内返済予定役員等長期借入金			
商品・製品				1年以内支払予定長期未払金			
仕掛品				未払費用			
原材料				未払法人税等			
立替金				未払消費税等			
前払金				預り金			
前払費用				職員預り金			
1年以内回収予定社会福祉連携推進業務長期貸付金				前受金			
1年以内回収予定長期貸付金				前受収益			
社会福祉連携推進業務短期貸付金				仮受金			
短期貸付金				賞与引当金			
仮払金				その他の流動負債			
その他の流動資産							
貸倒引当金	△×××	△×××					
固定資産				固定負債			
土地				社会福祉連携推進業務長期借入金			
建物				設備資金借入金			
構築物				長期運営資金借入金			
機械及び装置				リース債務			
車輛運搬具				役員等長期借入金			
器具及び備品				繰延税金負債			
建設仮勘定				退職給付引当金			
有形リース資産				役員退職慰労引当金			
減価償却累計額	△×××	△×××		長期未払金			
権利				長期預り金			
ソフトウェア				退職共済預り金			
無形リース資産				その他の固定負債			
投資有価証券							
社会福祉連携推進業務長期貸付金				負債の部合計			
長期貸付金				純 資 産 の 部			
退職共済事業管理資産				基金			
〇〇積立資産				代替基金			
差入保証金				国庫補助金等特別積立金			
長期前払費用				その他の積立金			
繰延税金資産				〇〇積立金			
その他の固定資産				次期繰越活動増減差額			
貸倒引当金	△×××	△×××		（うち当期活動増減差額）			
				純資産の部合計			
資産の部合計				負債及び純資産の部合計			

（作成上の留意事項）

・本様式の勘定科目については、必要のないものは省略することができる。ただし追加・修正はできないものとする。

社会福祉連携推進法人名

損益計算書

(自) 令和 年 月 日 (至) 令和 年 月 日

(単位: 円)

勘定科目		当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)
サービス活動増減の部	収益			
	受取会費収益			
	社会福祉連携推進業務収益			
	介護保険事業収益			
	保育事業収益			
	就労支援事業収益			
	障害福祉サービス等事業収益			
	退職共済事業収益			
	〇〇事業収益			
	その他の業務収益			
サービス活動増減の部	費用			
	経常経費寄附金収益			
	その他の収益			
	サービス活動収益計(1)			
	人件費			
	事業費			
	事務費			
	就労支援事業費用			
	授産事業費用			
	退職共済事業費用			
サービス活動増減の部	費用			
	〇〇費用			
	利用者負担軽減額			
	減価償却費			
	国庫補助金等特別積立金取崩額	△×××	△×××	
	貸倒損失額			
	貸倒引当金繰入			
	その他の費用			
	サービス活動費用計(2)			
	サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)			
サービス活動増減の部	収益			
	借入金利利息補助金収益			
	受取利息配当金収益			
	有価証券評価益			
	有価証券売却益			
	投資有価証券評価益			
	投資有価証券売却益			
	積立資産評価益			
	その他のサービス活動外収益			
	サービス活動外収益計(4)			
サービス活動増減の部	費用			
	支払利息			
	有価証券評価損			
	有価証券売却損			
	投資有価証券評価損			
	投資有価証券売却損			
	積立資産評価損			
	その他のサービス活動外費用			
	サービス活動外費用計(5)			
	サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)			
経常増減差額(7)=(3)+(6)				
特別増減の部	収益			
	施設整備等補助金収益			
	施設整備等寄附金収益			
	長期運営資金借入金元金償還寄附金収益			
	固定資産受贈額			
	固定資産売却益			
	その他の特別収益			
	特別収益計(8)			
	費用			
	資産評価損			
特別増減の部	費用			
	固定資産売却損・処分損			
	国庫補助金等特別積立金取崩額(除却等)	△×××	△×××	
	国庫補助金等特別積立金積立額			
	災害損失			
	その他の特別損失			
	特別費用計(9)			
	特別増減差額(10)=(8)-(9)			
	税引前当期活動増減差額(11)=(7)+(10)			
	法人税・住民税及び事業税(12)			
	法人税等調整額(13)			
当期活動増減差額(14)=(11)-(12)-(13)				
純資産増減の部	基金			
	前期基金残高(15)			
	基金受入額(16)			
	基金返還額(17)			
	当期末基金残高(18)=(15)+(16)-(17)			
	代替基金			
	前期代替基金残高(19)			
	代替基金計上額(17)			
	当期末代替基金残高(20)=(19)+(17)			
	国庫補助金等特別積立金			
	前期国庫補助金等特別積立金残高(21)			
	国庫補助金等特別積立金取崩額(22)			
	国庫補助金等特別積立金取崩額(除却等)(23)			
	国庫補助金等特別積立金積立額(24)			
	当期末国庫補助金等特別積立金残高(25)=(21)-(22)-(23)+(24)			
	その他の積立金			
	前期その他の積立金残高(26)			
	その他の積立金取崩額(27)			
	〇〇積立金取崩額			
	その他の積立金積立額(28)			
	〇〇積立金積立額			
	当期末その他の積立金残高(29)=(26)-(27)+(28)			
	前期繰越活動増減差額(30)			
	当期活動増減差額(14)			
	当期末繰越活動増減差額(31)=(30)+(14)			
	その他の積立金取崩額(27)			
	その他の積立金積立額(28)			
	次期繰越活動増減差額(32)=(31)+(27)-(28)			
	当期末純資産残高(33)=(18)+(20)+(25)+(29)+(32)			

(作成上の留意事項)

・本様式の勘定科目については、必要のないものは省略することができる。ただし追加・修正はできないものとする。

社会福祉連携推進法人名

損益計算書内訳表

(自) 令和 年 月 日 (至) 令和 年 月 日

(単位：円)

勘定科目		社会福祉連携推進業務会計								その他の業務会計		法人 会計	合計
		地域福祉支援業務	災害時支援業務	経営支援業務	資金貸付業務	資産貸付業務	人材確保等業務	物資等供給業務	共通	小計	社会福祉事業等		
収益	受取会費収益												
	社会福祉連携推進業務収益												
	社会福祉連携推進業務収益												
	社会福祉連携推進業務受取利息収益												
	社会福祉連携推進業務賃貸収益												
	補助金等収益												
	介護保険事業収益												
	居宅介護料収益												
	地域密着型介護料収益												
	居宅介護支援介護料収益												
	介護予防・日常生活支援総合事業収益												
	利用者等利用料収益												
	補助金事業収益												
	その他の事業収益												
	(保険等査定減)												
	保育事業収益												
	施設型給付費収益												
	特例施設型給付費収益												
	地域型保育給付費収益												
	特例地域型保育給付費収益												
	乳児等支援給付費収益												
	委託費収益												
	利用者等利用料収益												
	私的契約利用料収益												
	補助金事業収益												
	その他の事業収益												
	就労支援事業収益												
	〇〇事業収益												
	障害福祉サービス等事業収益												
	自立支援給付費収益												
	利用者負担金収益												
	補足給付費収益												
	特定費用収益												
	補助金事業収益												
	その他の事業収益												
	(保険等査定減)												
	退職共済事業収益												
	事務費収益												
	〇〇事業収益												
	〇〇事業収益												
	補助金事業収益												
	その他の事業収益												
	その他の業務収益												
	経常経費寄附金収益												
	その他の収益												
	サービス活動収益計(1)												
人件費	役員報酬												
	役員退職慰労金												
	役員退職慰労引当金繰入												
	職員給料												
	職員賞与												
	賞与引当金繰入												
	非常勤職員給与												

[illegible]

10

純資産増減の部	基金	基金受入額(17)												
		基金返還額(18)												
		当期末基金残高 (19)=(16)+(17)-(18)												
	代替基金	前期代替基金残高(20)												
		代替基金計上額(18)												
		当期末代替基金残高 (21)=(20)+(18)												
	国庫補助金等特別積立金	前期国庫補助金等特別積立金残高(22)												
		国庫補助金等特別積立金取崩額(23)												
		国庫補助金等特別積立金取崩額(除却等)(24)												
		国庫補助金等特別積立金積立額(25)												
		当期末国庫補助金等特別積立金残高(26)=(22)-(23)-(24)+(25)												
	その他の積立金	前期その他の積立金残高(27)												
		その他の積立金取崩額(28)												
		〇〇積立金取崩額												
		その他の積立金積立額(29)												
		〇〇積立金積立額												
		当期末その他の積立金残高 (30)=(27)-(28)+(29)												
	繰越活動増減差額	前期繰越活動増減差額(31)												
		当期活動増減差額(15)												
		当期末繰越活動増減差額 (32)=(31)+(15)												
		その他の積立金取崩額(28)												
		その他の積立金積立額(29)												
		次期繰越活動増減差額 (33)=(32)+(28)-(29)												
		当期末純資産残高 (34)=(19)+(21)+(26)+(30)+(33)												

(作成上の留意事項)

- ・本様式の勘定科目については、必要のないものは省略することができる。ただし追加・修正はできないものとする。
- ・本様式の会計の区分については、社会福祉連携推進業務のうち実施していない業務に係るものは省略することができる。また、単一の社会福祉連携推進業務のみ実施している場合には、共通に係る区分を実施することができる。

附 則

この省令は、令和九年四月一日から施行する。